

市税の納期限を守りましょう

税負担の公平性と行政サービスの充実のために

市税はさまざまな行政サービスを行うための費用を、市民の皆さんの所得や資産に応じて公平に負担していただいているもので、「納期限内に納付する」ことが大原則となっています。納期限までに納付しないこと(滞納)は、納期限内に納付している多くの納税者の皆さんとの公平さを欠くだけでなく、行政サービスを行うための必要な財源が確保できず、サービスの低下にもつながります。そのため市では、法律に基づき、納税資力のある滞納者に対して、「滞納処分(財産の差し押さえ)」を実施しています。今後とも、税負担の公平性の確保と行政サービスの充実のため、更なる滞納整理に取り組んでいきますので、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

◎市税の滞納処分状況など

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
差し押さえ件数	預貯金・給与等	2,006件	2,516件	2,628件
	不動産	326件	271件	258件
	その他	3件	2件	2件
	合 計	2,335件	2,789件	2,888件
徴収率(現年度分)		97.58%	98.00%	98.32%

税の滞納 Q&A

Q 市税を納め忘れて、納期限が過ぎてしまった。

このまま放置しているとどうなるのか?

A 納期限までに納付がない場合、納期限の翌日から延滞金(基本的に年率14.6%)が加算されます。また、納期限後20日以内に督促状(手数料80円を加算)を送付します。そのまま滞納した状態が続くと、財産の差し押さえ(預貯金、給与、生命保険、不動産など)を行い、滞納している市税に充てる手続きを進めます。

Q 勝手に個人の財産を調べて差し押さえられた。

プライバシーの侵害じゃないのか?

A 法律に基づく財産調査は個人情報保護法に抵触しないので、プライバシーの侵害に当たりません。市税を滞納すると、法律に基づき、全ての財産に対して調査権限が発生します。

Q いきなり財産が差し押さえられた。

差し押さえの前に自宅訪問などはしないのか?

A 本市では、事前に自宅訪問することは原則としてありません。差し押さえは、督促状の後に何度も催告書を発送した上で行います。法律では督促状発送から10日後までに完納しないときは差し押さえを行わなければならないと規定されています。

早めに
ご相談を!

納期内に納税できない場合、事情によっては納税の猶予制度の適用を受けられることがあります。督促状を放置したり、催促を無視したりしても問題の解決になりません。お電話でも窓口にお越しただいても結構です。ぜひ一度ご相談ください。

問 納税課 ☎24-1111 ※国保税のご相談は保険料課へどうぞ。

キラッ都佐世保応援寄附金にご協力を



佐世保の美しい自然や文化を守り、個性と魅力にあふれる「ふるさと佐世保」をつくり育てるため、「ふるさと納税制度」を活用して本市を応援してくださる皆さんからの寄附「キラッ都佐世保応援寄附金」を募集しています。寄附金は「九十九島の景観を保全する事業」「西海国立公園九十九島動植物園を整備する事業」に活用します。

申し込み

所定の申込書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、下記のいずれかで財政課にお送りください。

•郵 送 〒857-8585(住所不要)

•ファクス 25-9677

•Eメール zaisei@city.sasebo.lg.jp

(電話でも申し込むことができます)

申込書受理後、ゆうちょ銀行の「払込取扱票」を送ります。※寄附していただいた人に、佐世保市PRバッジを差し上げます。

※2,000円以上寄附をした場合、確定申告で「寄附額から2,000円を差し引いた額」が所得税と個人住民税から控除されます(住民税の控除額の上限は、所得割額の1割程度)。

※控除額は家族構成や給与収入額などで異なるため、詳しくはお住いの市区町村の住民税担当窓口でお尋ねを。

問 財政課 ☎24-1111

家庭用生ごみ処理機器購入費の助成

家庭から出るごみの約4割を占めると言われる生ごみ。それを減らす有効な手段の一つが家庭用生ごみ処理機器です。本市ではごみの減量化を推進するため、家庭用生ごみ処理機器を購入する世帯に、一部助成を行います。

助成内容

電動式生ごみ処理機

- 受け付け 先着100基(1世帯1基だけ)
- 助成額 購入価格(税込み)の3分の1(上限20,000円)
※生ごみの粉碎だけを行うものは対象外。

生ごみ堆肥化処理容器

- 受け付け 先着300基(1世帯2基まで)
- 助成額 購入価格(税込み) ※上限2,000円。

対象

市内に居住し、平成23年4月1日以降に購入した人か、申請締め切り日までに購入予定の人

申し込み

はがきに郵便番号、住所、氏名(振り仮名)、電話番号と、「電動式生ごみ処理機設置奨励金の申し込み」か「生ごみ堆肥化処理容器設置奨励金の申し込み」を明記し(堆肥化処理容器は助成希望台数も記入)、佐世保市環境部廃棄物減量推進課(〒857-0851、稻荷町1-8)へ
※申し込み受け付け後、市から必要書類を郵送します。
※すでに購入した人は、申請時に機器の内容が書かれた領収書が必要です。

募集期間

2月28日㊐まで(予定基数に達した時点で終了)

代理店募集

本市では、助成金額を差し引いた額で対象機器を販売する代理店を募集しています。詳しくはお尋ねを。

問 廃棄物減量推進課 ☎32-2428

平成25年成人式典

とき 1月13日㊀

12時～アトラクション、
12時20分～式典(11時開場)

ところ アルカスSASEBO・大ホール

対象 平成4年4月2日～同5年4月1日までに
生まれた人

※案内状は不要です。市外に住む本市出身者
も参加できます。

問 社会教育課 ☎24-1111

